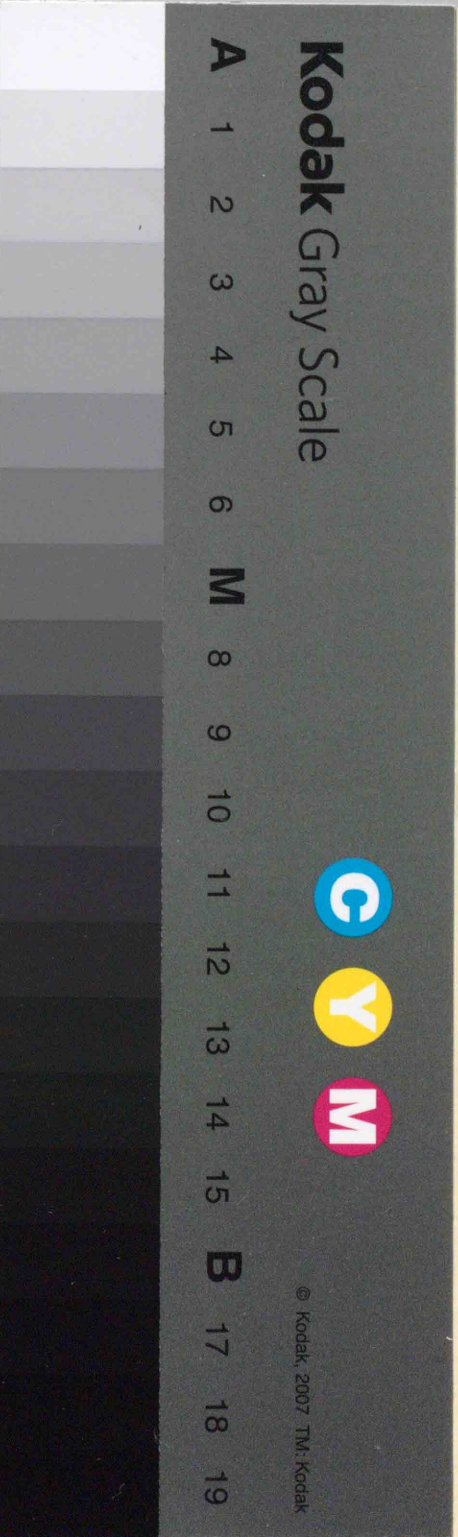
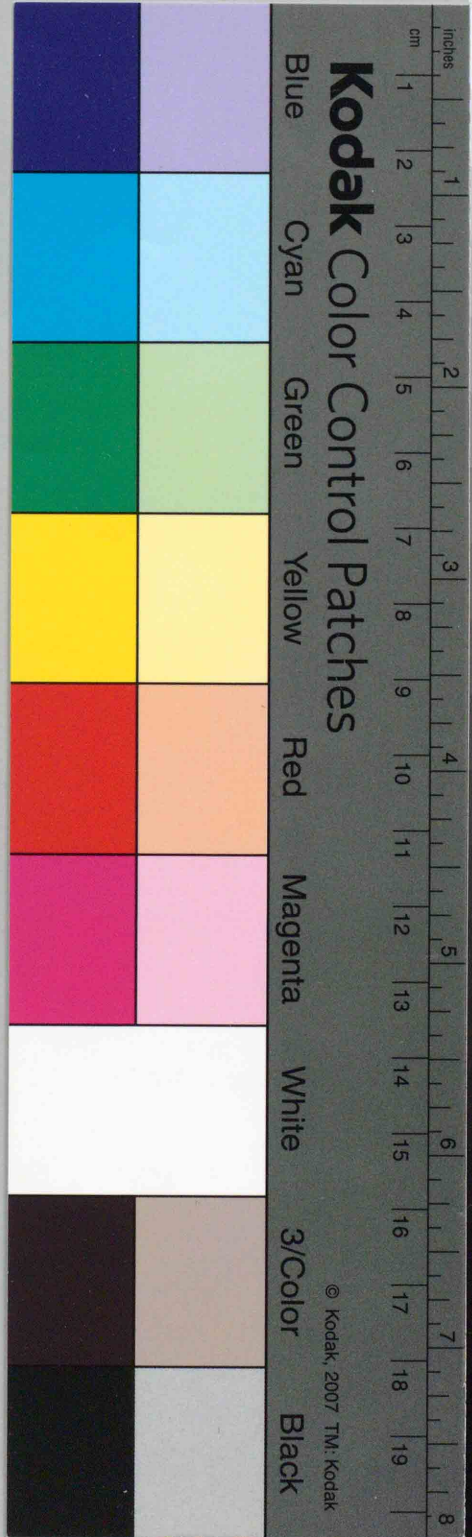


訂改
中學修身
卷二

教科書文庫
4
110
41-1925
2000026410



40516
教科書文庫
4
110
41-1925
20000
26410



教科書文庫
4
110
41-1925
2000026410

375.9
To 13

資料室
日二月二年四十五大
濟定檢省部文

大廣
書

東京高等師範學校教授
兼東京帝國大學助教

文學士友枝高彦著

訂改 中學修身

東京 合資 富山房發兌



広島大学図書
2000026410

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

御誓文

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメン事ヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆
亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常
ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ
輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸

ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスム
ハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル况ヤ今次ノ災禍甚タ大
ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ
是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナ
シ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ
矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ
守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ
揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産
ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ

竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵 山本 權 兵 衛

以下各大臣副署

訂改 中學修身卷二

目次

第九課	信義	三六
第八課	寬容	三四
第七課	親切	二九
第六課	祖先	二四
第五課	親族	二〇
第四課	兄弟姊妹	一五
第三課	孝行	九
第二課	我が家	五
第一課	我と社會	一

目次

一

八

第十課	協同	………	三
第十一課	謙遜	………	四
第十二課	禮儀作法	………	五
第十三課	從順	………	五
第十四課	正義	………	六
第十五課	自治の精神	………	六
第十六課	社會奉仕	………	七
第十七課	公德	………	七
第十八課	教育勅語(一)	………	八
第十九課	教育勅語(二)	………	八
第二十課	國民精神作興に關する詔書	………	九



改訂 中學修身卷二

友枝 高彦著

第一課 我々社會

我等と社會

我等は生れてから死ぬまで、いつも家族を始めとして、他の多くの人々と一緒に生活して居る。それは今日の我等ばかりでなく、人類は初から互に寄り合つて生活し、それらの氏族・部落を作つて居たのである。これを社會といふ。我等には生れながらに備へて居る色々な本能といふものがあつて、それが生活の本をなして居るのであるが、社會的

本能はその中でも特に大切なものである。人類の歴史は想像も及ばぬほどの長い年月を経て居るが、その間誰一人として、一日も社會を離れて全く獨りぼつちの生活を營んだものはない。今假りに我等がこの團體生活から離れて生活せねばならなくなつたと考へて見ると、これに伴つて起つて來る不便や淋しさや苦みは、到底堪へられないほど甚だしいものであらう。結局社會を離れて我等は生きて行くことは出來ないのである。

社會の恩

かやうに社會と個人とは別々に離して考へることの出來ないほど深い關係にあるものであつて、日常生活に大切な衣食住を得るのは勿論のこと、進んで學問を修め仕事を習ひ、他の動物にはない高い文明生活をすることの出來るのは、すべて社會のお蔭である。我等は社會の中にあつて始めて幸福な生活を營むことが出来るので、社會の恩はまことに大きいといはねばならぬ。

我等の心得

社會は多くの人々の共同生活であるから、個人を離れて別にあるものではない。だから社會が立派に進歩して行く爲には、個人の健全な發達が必要である。併しさうかといつて、自分さへよければ他人はどうあつてもよいといふやうな、自分勝手な考になるのは大きな誤である。もしかやうなことになつたら、社會は壞れてしまふであらう。我等は自分を愛し重んずると共に、また他人をも愛し重んじ、

力を協せ心を一つにして互に助け合ひ、ともく、に進歩するやうに心掛けねばならぬ。

かやうに世の中の人々が、互に力を協せ助け合ふ氣持で居れば、我等の行は自ら社會の便利を計り、その進歩に役立つことが出来るやうになるのである。

路端に落ちて居る危険な硝子や石をかたづけるのも、公共の建物を大切にすることも、老人をいたはり幼い者を扶けるのも、皆この精神の現れであつて、社會生活をよくする道である。人通の多い往來で遊戯をして通行の邪魔になり、または落書をし、學校の運動用具を使ひ放しにして置くなどは、この精神の缺けて居る證據で、かやうな行がよくないことはいふまでもない。

我等はまだ年が若い。併し年が若いからといつて社會生活から離れて居る譯ではない、むしろ一生の中で一番多く社會の恩を受けて居る時なのである。だから社會の成立つて居る道理をよく承知し、その恩を考へ、守るべきを守り、爲すべきを爲し、自分相應な力を出して廣く社會の爲に盡すやうにせねばならぬ。これは我等の行ふべき當然な道である。

第二課 我が家

我等が僅か數日の修學旅行で家を離れた場合に、一日二

懐かしい我が家

日とたつ中には自然と家が懐かしくなつて来て、早く旅行が終ればよいなどと考へる。この心は大人も同じである。自分の家をこひ慕ふのは、誰も持つて居る人情であつて、建物は粗末でも、立派な庭はなくても、我が家に越したよい所はない。

家の特性

家はなぜこれほどよいであらうか。今我等はこのことに就いて考へて見よう。

家はごく自然な社會である。懐かしい祖父母、父母、愛らしい兄弟姉妹など、我等にとつて一番近くて親しい血筋の者から成立つて居るもので、その間には少しも無理がない。親しい人達が寄り合ふのは自然である、随つて心持から言つても、自由にうちとけることが出来て、抑へつけられるやうな感じや窮屈な思が少しもなく、心も體ものび／＼として至極愉快である。

また家は個人が重んぜられる社會である。親は親、子は子として、その關係はいつまでも變らないけれど、親も子も各、それ相當に重んじ合ひ愛し合ふ。老幼の別もあれば男女の差もあるが、みな同じ心持であつて、互に利害を等しくして居る。これ等が本となつて、家族は多くても一人と同じで、いはゆる同心一體の實をよくあげることが出来るのである。

さてかやうな特色をもつて居る家はすべての社會の單

家は社會の單位である

道 家に對する

位であつて、家庭で養はれた良い習慣は、やがて一般社會・國家の美しい風俗となるのである。だから我等が自分の家を愛しその爲に盡すのは、たゞ自分の家の爲ばかりではなくて、郷里や國家を愛し、その爲に盡す道ともなるのである。我が家に對する道は實に貴いものといはねばならぬ。

家に對する道を約めていへば、正しく我が家を愛することである。正しく家を愛する道といふのは、内にあつてはよく父母に事へ、兄弟の仲を睦まじくし、常に一家を平和・幸福の泉とするやうに心掛け、外に出ては行を慎み、よく朋友と交り、家の名を汚すことがない許りでなく、益、我が家の品位を上げるやうにすることである。家に在つて我等の特

に陥りやすい過は、我儘になることである。親しい中にも禮儀がなければならぬ。學校では成績もよく、行も正しくて模範生といはれながら、家庭に於ては行にきまりがなく、父母に對しては禮を缺き、兄弟姉妹にはつらくあたり、少しでも氣にいらぬことがあると、すぐ腹を立てるものもないではない。併しこれは甚だ不心得の仕方だ、改めねばならぬことである。かやうな悪い結果になるのも、つまりは我儘が本である。くれぐれも慎むべきは我儘な心である。

第三課 孝行

常に空氣の中に生きて居るものは、空氣の有難味を知る

父母の恩

ことが少い。これと同じで、絶えず父母の慈愛の下に生活して居るものは、とかくその厚い御恩を忘れがちである。併し一たび父母の膝元を離れて遠くに旅行し、または学校の寄宿舎に入るやうなことがあれば、その御恩の大きなことが始めてわかり、事毎に父母を慕はしく思ふやうになる。殊に我等が病に罹つた時などは尙更である。父母は自分の病よりも餘計に心配せられ、出来ることなら自分が代つてやりたい程に思はれるのである。その慈愛の情は眞心から出たもので、つゆほども利害の考などは混つて居ない。我等が生れてから今日に至るまで、我等を育てる爲に、父母がどれ程苦まれたか、全く想像も出来ない程である。

時には父母が餘計な心配をするやうに思ふこともあらうが、それが我等の我儘といふもので、父母の苦勞はそれだけ大きいのである。古語に「父母の恩は山よりも高く海よりも深し」とあるが、この御恩を感じ、これに報いようと努めるのが子たるもの、務である。

我等が遠足などして美しい景色を眺めた時、または他所よそに行つて御馳走になつた折などには、自然と「もし父母が一緒いっしょにをられたらどんなにかお喜びになるであらう」といふ心が起つて来る。この心は我等が自然にもつて居るので、不孝の子といはれるものでも、もとからこの心が缺けて居るのではない、我儘な心のためにくらんでゐるのである。

孝は自然の
情に發する

このうるはしい自然の情を傷ふことなく父母に事へるのが孝行である。古今東西の別なく、この孝行の道に變りはないが、殊に我が國民は、昔からこれを以て百行の本であるとして貴んで來たのである。我等はこの美風をうけついで、益、これを立派なものにして行かねばならぬ。

親に事へる道

親に事へる道は色々あるが、まづ我等の心を純にして愛と敬とを盡すのが根本である。愛だけであると、狎れやすく我儘に流れることが多い。更に敬を以てせねばならぬ。併しもし敬だけに偏すると、親子の間が何となく他人行儀になりやすい。愛と敬とは二つながら大切に、これをよく調和し得て始めて孝子の道を盡したものだといふことが出來よう。

それから進んでは、常に父母の心を安んずるやうに心掛けねばならぬ。第一に父母は我等の健康を心配されるのであるから、平素運動を適當にして、益強い體をつくるやうに氣をつけるがよい。次には學業の進歩である。よい成績をとつた時、父母のお喜びになる様子を見ては、どうしてもなまけて居るわけには行かない。また父母は子供が父母の爲に働くことを心からお喜びになる。自分ではごく些細なことゝ思つても、父母から見ると限りない喜であることも少くない。だから我等は、父母の爲に常に氣持よく立働くやうにせねばならぬ。父母のいひつけに従ふのは

風樹の嘆

子供の務であるが、時には父母の考と自分の考と合はないやうなことがないとも限らぬ。かやうな時には蔭で不平など言はずに、さつぱりと自分の思ふことを陳べるがよい、もし自分の考が正しいならばお受入れになるであらう。もし受入れられなかつたならば、潔く父母の言に従ふがよい。父母は我等の爲に遠く先々の事までも考へて居られるのであるから、輕々しく父母の意見に反對し、我意を通すことは避けねばならぬ。

世にはとにかく、孝行は出世してから行ふことであるかのやうに考へるものもあるが、樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たずといふ誠の通り、父母はいつまでも健かで居られるものではない。父母が逝かれた後に、いかに悔いても及ばない。我等は平素自分の力の及ぶ限りを盡して、父母に事へるやうに努むべきである。

第四課 兄弟・姉妹

兄弟・姉妹の間柄

兄弟・姉妹は父母について親しい間柄である。同じ父母から生れ、幼い時から同じ家に住み、飲食を共にし、苦樂を一にし、互に助け合つて大きくなつて行くものである。父母なき後は、何事が起つてもまづ相談するのは兄弟・姉妹である、血統ほどありがたいものはあるまい。兄弟・姉妹の間に

兄弟姉妹の
理大のサ
のしから
いひせし
二ひしかり

友愛の道

ときど喧嘩などといふことがあつても、すぐに仲直りの
出来るものである。それは兄弟姉妹の間柄は切つても切
れない深いく、關係をもつて居るからである。
兄弟姉妹が互に親み愛する道を友愛といふ。兄や姉は
よく弟や妹をいたはり助けてこれを導き、自分が大きいか
らといつて、弟や妹を軽んじたり無理を強ひたりするやう
なことをせず、弟や妹もまたよく兄や姉を敬ひ、これに事へ、
反抗がましい様子などをせず、どこまでも力を協せ心を一
つにして、仲よくすることが大切である。

兄弟姉妹は父母から見れば皆同じ我が子であつて、その
慈愛の情に於ては、此と彼との間に少しも違ふところがな

兄弟姉妹
女尊
女尊

四よのし
はうかうと
兄弟
なと
どうさ
らむ

い。随つて自分の子供達が互に仲よくするのを見ては、ど
れほど喜ばれるかわからない。だから友愛の道を盡すの
は、父母に對する孝道ともなるのである。また兄弟姉妹に
は長幼男女などの差別があるから、もしこの間が本當に仲
よく出来たならば、やがて世の中に出て多くの人々と交る
に當つても、その心を推及せばよいのである。随つて友
愛の道は、すべての人と交る本となるといふことが出来る。
然るに、兄弟は他人の始りなどといつて、やゝもすれば兄弟
姉妹の間には色々な争が起りやすい。これは一體何に由
るであらうか。前にも學んだ通り、兄弟姉妹の間には年齢
や男女の差があり、随つて考へ方や趣味などに於ても、いく

らかの相違があるのも、その原因の一つであるが、それよりも、餘りに親み過ぎるやうなことから、つい互に遠慮なく我儘になり易いからである。

人にはそれ〴〵、長所もあれば短所もあり、どんなに氣をつけてゐても、時には過もあるものである。もしこれ等のことを忘れて、親しいまゝに狎れ過ぎて互に過や短所を咎めだてするやうになれば、仲の悪くなるのが當り前である。こゝをよく辨へて、自分と合はない點や少しの過や短所などは、これをおほめに見て恕してやらねばならぬ。また自分さへよければ外の人はどうでもよいといふ心は、兄弟姉妹の争を起す原因となる。これはたゞ友愛の道をやぶる

ばかりでなく、すべての悪い行の本となるものであるから、最も慎まねばならぬ。

兄弟姉妹は大きくなつてから、或ものは祖先傳來の家を繼ぎ、或ものは分家し、また或ものは他に嫁入などして各別別に一家を立て、その境遇も仕事も色々に違ふやうになるであらうが、友愛の道は少しも昔とかはるべきではない。常日頃仲よくするは勿論のこと、不幸などに遭つた場合には、眞心から同情し助け合つて行かねばならぬ。かやうにすれば、我が一門は益榮えて、祖先に對する道を全うすることも出来るやうになるのである。

友愛と一家の繁榮

親族の區別

第五課 親族

同じ家に暮して居る父母や兄弟姉妹や祖父母などの外に、我等には親類縁者といつて、血族とか姻族とかいふ親族がある。血族といふのは血統のつゞいて居るもので、姻族とは婚姻によつて出来た親族である。親族には、その關係によつて親疎の區別があるが、これ等の人々と交る心の持方は一つであつて、つまり家族に對する心を推及せばよいのである。

財産や身分などによつて交りを変へるな

世の中には身分や財産がよくなつたり、または悪くなつたりすることによつて、親族間の交際が目立つて變つて行

くやうな場合がある。かやうな交際は親しい一族の自然の人情からする交りをも、身分や財産などによつて左右されて居るのであつて、見下げはてた心である。我等は親疎による區別は承知してゐなければならぬが、同時にたゞ身分や財産などによつて、わけへだてをするといふやうな不心得に陥つてはならぬ。また他家に養子に行つたものとか、嫁に行つたものなどが、とかく自分の生家の方のものに厚くする傾がある、これは人情の弱點であるから、努めて避けねばならないことである。

久しく親しい交際をつゞけて行く爲には、お互に禮儀を守ることが大切である。親しいのや、かはいがられるのに

禮儀を重んぜよ

狎れてしまふと、自ら尊敬といふ心がうすくなる。随つていつの間にか我儘にもなり、また時には先方に對して大變間違つた振舞をしても、自分は一向氣づかずに居るやうなことにもなる。そこでお互の間が氣まづくなつて、終には交りが疎くなるやうになつてしまふ。親子の間にさへ敬といふことは必要である。まして親族間に於ては尙更である。

互に助け合へ

家の榮えて居る時には繁く出入りしてゐた人も、一たび家運が傾きかけると、足の遠くなるのが世の常である。併し諺に「親族の泣き寄り」といふことがある。親族は切つても切れぬ血縁があるので、不幸の際にも何かにつけて頼り

になるものである。不幸は何時めぐつて來るかわからない。それで我等は平生互に親しく交るは固より、もし不運に陥つたものがある場合にも、出来るだけ助け合ふやうにせねばならぬ。

依頼心を
おこすな

併しお互に助け合ふといふことも、心掛によつては弊害がおこる。依頼心がそれである。何か事が起ると、自分で工夫して始末することをせず、すぐさま親族に助を乞ふといふことになつてしまつたら、日頃の厚意が却つて仇となつて、その人の獨立心を弱めることになるであらう。獨立心と相互の扶助とは、決して一致しないものではない。且一度や二度の依頼なら、まだそれほどにも感じないが、これ

が度重なると、心では氣の毒だと思ひながらも、ついそのままに捨て、おくやうになり、いやな氣持がお互の間に起つて、やがて親族間の交りを破るやうになつてしまふ。この點はよく、氣をつけねばならないのである。

第六課 祖先

我等人類は、他の動物に對してはたゞ現在だけの意味しかもたないこの世界に就いて、現在ばかりでなく更に過去を思ひ未來を考へるのである。そしてこの過去を思ふ心は、たゞ自分の今までの生涯ばかりでなく、自分の父母から祖父母に及び、更に遠い祖先にさかのほつて行く。未來を

人は過去・現在・未來に生きる

考へるのもまたこれと同じで、自分の未來ばかりではなく、我が子、我が孫といふやうに段々擴がつて、遂には遠い子孫にも及ぶのである。この心が本となつて、我等は祖先に事へる道を守り、また子孫の爲を計る道をとることになるのである。

祖先の恩

我等の祖先は我等子孫のことを考へ、我等の幸福の爲に様々な計畫を立て、辛苦を重ねて我が家を興し、これを我等の父母に傳へられたのである。我等が今日何の不足もなく、かやうに學校に入つて勉強することの出来るのは、勿論父母の御恩によるのであるが、その本をたづねると、祖父母を始め遠い祖先の恵によるのである。だから、既に父母に

祖父母に事
へる道

事へる道を學んだ我等は、更に進んで祖先に事へる道を心得ねばならぬ。

家に祖父母がいました、これに事へることの出来るものはまことに幸福である。祖父母は我等の幼い時には、父母と共に何くれとなく養育の爲に力を盡し、永い間の浮世の苦勞をも忘れ、次第に少くなつて行くこの世の壽まことをも知らず、ひたすら我等の成長を希ひ給ふのである。この深い注意と慈愛とを考へると、何人も心からの奉養をせずには居られまい。「子よりは孫」といふ喻もある通り、祖父母の慈愛はまた格別であつて、殊に幼い我等の奉養を喜ばれるのである。

だから我等は、父母に事へる心を推して祖父母をいたはり、これにおつかへせねばならぬ。昭憲皇太后の御歌に、

子も孫も近くつどへて語るまに

老がねむりもよほしにけり

とあるが、老いた祖父母は、我等を相手の物語をこの上もない慰とされる、だから我等は祖父母の爲に立働くのは固よりのこと、出来るだけ身近く接して教訓の話や、我が家の昔語などを聴き、また我等の日頃見たり聞いたりする新しい出来事などを話してあげるやう心掛けるがよい。

既におなくなりになつた祖先に對しては、祖父母のやうに親しく事へることは出来ない。併しその心持に於ては

祖先に事へ
る道

全く同じでなければならぬ。孔子も「祭には在すが如くす」といはれたが、この世にいますと同じやうに、誠を以て祭や墓参などせねばならぬ。且祖先は切に子孫の立身出世を希ひ給ふのであるから、たゞ昔を懐ひおこし、祭や墓参をするばかりでなく、更に學業を勵み、行を正しくしてよい生徒となり、將來優れた人となるやうに心掛けねばならぬ。もし我等が學業や品性に於て進歩することがなければ、祖先の心に背くことになるし、また誠を以て祖先を祭ることがなければ、次第に初を忘れることになるから、この二つの方面は共に重んずべきである。

國家の祖先

我等は我家の祖先に事へることを知ると共に、更に我が

國の祖先に事へることを知らねばならぬ。我が國の祖先は皇祖・皇宗である。我等の祖先も皇室の御祖先もその本は同じであり、しかもそれが國家の祖先であるといふことは我が國の特色である。これを考へて、よく皇祖・皇宗を尊ぶのは我等國民の大切な務である。

第七課 親切

親切

病氣で學校を缺席したやうなときに、友達が「さぞ困るだらう」と言つて、親切にも筆記帳を貸してくれた場合の心持は、何ともいへぬほど嬉しいものである。これに反して、不慣れた土地で道を尋ねた場合に、さもうるさげに返事さ

れたならば、自然いやな感じがして、なぜこんな人にきいたらうかといふ氣持さへ起つて来る。自分と人によつて人情に變りがないから、他人の感ずる心持も全く自分と同じである。「旅はみちづれ世は情ぢやうけの諺の通り、全く知らない間柄であつても、互に親切を盡し合ふのが人として立派な行である。

親切と社會

もし世の中が出来ることは出来る、出来ないことは出来ないといふ風に、たゞ理窟詰に成立つて居るものとしたら、どんなにかつまらないものであらう。元來社會は色々な人々の寄合であつて、たゞ自分獨りのものではない。氣に入らぬこともあらう、思ふにまかせぬこともあらう。困難

もあり、失敗もある。角ばつた理窟も人情で圓みがつき、失敗の苦みは親切の嬉しさによつてとりかへされることもあらう。我等の日常生活を顧ると、思はず知らずの間にとれほど多くの恩惠を他人から受けて居るかわからない。だから我等は出来るだけの情愛をつくして、互に親切に交ること心掛けねばならぬ。

眞の親切

眞の親切は心の誠、人情の自然からであるから、親切にした人も親切にせられた人も共に嬉しく思ひ、心に満足することが出来るのである。親切を加へて報をねがひ、もしそれがなければ損をしたやうに思ふものがあれば、それはまだくゝ親切の道に缺けて居るのである。我等は、人

の困るのを平氣で見居ることの出来ない心をもつて居る。例へば、川に溺れようとして居る子供を見た場合に、褒められようとか、利益にならうとかいふことを考へず、ただ助けてやりたいといふ心一つで、救ひに行くではないか。これが仁の徳の發端である。人に同情し親切をつくすのは自然の人情である。廣い社會の上で慈善といひ、博愛といふのも、皆この心を本として發達したものである。この心を以て人に交れば、人はきつと自分に對しても眞心からの親切と同情とを表してくれるであらう。この心を以て親に事へれば孝となり、君に事へれば忠となり、友と交れば信となるのである。

親切の工夫

利己の心はすべての悪い行の本である。親切は人の自然の情に發するとはいつても、一たび利己心の爲に自分の心を迷はせると、まことの親切を行ふことが出来なくなる。だからまづ第一に利己心をおさへつけることが肝要である。次には思ひやりの心を働かせることが大切である。人は自分の難儀はよくわかるが、他人の心配は比較的わかりにくいものである。「我が身をつめつて他人の痛さを知れ」といふ諺がある。自分の身にひきくらべて見れば、他人の難儀や苦しい心持がわかる。併し「親切が仇となる」といふこともあるから、何の見さかひもなく、自分の好みにはかき従ふことはよろしくない。まづ色々な事情をよく考へ

て、その人の爲をはかるやうにせねばならぬ。

第八課 寛容

十人十色

我等は多數の人々と一緒に社會生活をしてゐて、それを離れては人として生きながらへることの出来ない道理を學んだ。多數の人々が集つて居るところでは、すべての人がいつでも自分と同じやうに考へたり、行つたりするものではない。性質や境遇などの相違から、自ら人々の間に考へや感じの色々に別れ、習慣の差異も生じて来る。だから、もしこれ等のことを考へず、自分と違ふからといつて、一々咎めだてをするやうになれば、我等は一日として平和に共同

生活を營むことは出来ないのである。

他人につらい人

然るに世には自分を咎めるに緩く、却つて人を責めることに厳しいものがある。我等は日々修身の教を學んで、人の行ふべき道を修養して居るが、善惡を辨へるのは、決して他人を責める爲ではなく、自分自ら守るべきところを知る爲である。とかく人は自分のことは棚にあげて、他人のあらを探したがるものである。我等は他人の短所に氣がつくときに、自分にもまた缺點のあることを考へ、人を責めるよりは、まづ自分に對して厳しい人となることに努めねばならぬ。

妬みの心と疑の念

また人は他人の不幸にはよく同情することが出来るが、

その幸福を見ては、時に妬みの心を起すことがあり、また些細な事から他人の仕打しうちに疑の念を抱くものもある。これ等はまだ十分に修養を積んでゐない證據である。事毎に人を疑へば聖人もまた盗人に見えるやうになるであらう。これ等は皆自分の度量の狭いのと、修養の足らないことから來るのである。

寛容の意義

だから我等は常に心を大きく持つて人に接し、人の過を厳しく咎めず、自分と異なる意見をも廣く取入れるやうに心掛けねばならぬ。明治天皇の御製に、

浅みどりすみわたりたる大空の

ひろきをおのが心ともがな

とある。寛容はこの大空のひろい心であつて、社會生活に至極大切なことである。併し寛容は決して惡を善としてゆるすことではない、少しの過や小さな惡事の爲に、全體としての人間を捨て、しまふことのないのをいふのである。随つて寛容は忠告と相容れないものではない。朋友間で互に善を勧めることは重んずべき道である。だから朋友の中に、不幸にも過をおかしたものゝあつた時には、よくその事情を考へてその過を恕し、改善の道に進むやう、ゆるやかにしかも心から忠告して悔い改めさすべきである。また人が自分に對して犯した過を悔いて詫びる場合には、さつぱりと恕してやるがよい。かやうな時にぐづぐづして

寛容の工夫

不平をいふのは、避けたいことである。
 寛容の工夫は色々あるが、その本は胸を廣くすること、
 厳しく自分を責めるといふことの二つである。自分を責
 めることが厳しければ、どうしても人を責めるわけには行
 かなくなる。胸を廣くもてば、妬みも疑も我儘も自然と起
 らなくなる。胸の廣い人は、人の幸福を喜び、人の善いこと
 を褒め、その短所をすて、長所をとることが出来るから、知
 らず識らず多くの人々から尊敬されるやうになる。寛容
 の徳は社會生活を圓滿にする本である。

第九課 信義

朋友の交り

管仲
支那の政治家。神武紀元十八年死す

朋友の間に於て信義より大切なものはない。信義は互
 に裏表なく真心から交際することをいふのである。世に
 管鮑の交りといふことがあるが、これは管仲と鮑叔とが互
 に信義を守り、どんなことがあつても信頼し合つて變るこ
 とのなかつた厚い友情から起つた語である。その他斷金
 の友といひ、水魚の交りといふも、皆厚い友情をいひ表した
 もので、これ等はいづれも堅く信義を守つて、何時までも親
 しい朋友として、信頼し合ふことから得られる美しい關係
 である。

信義の力

信義は眞の友を得る道である。昭憲皇太后の御歌に、
 誠もてまじらふ友はなかなかに

はらからよりも親しまれけり

とある通り、眞の友は、時に兄弟姉妹にもまして力強い相談相手となるものである。一生を通じて眞の友から受ける感化は、或は兄弟姉妹に優つて居るかも知れない。我等が一旦事ある場合に、眞の友から受ける奨励が、如何に力あるものであるかは、むしろ想像以上であるだらう。かやうな力強さは、金銭・財寶に比べて、どれほど優つて居るものであるかわからない。だから我等は常に信義を守つて、良い友を得るやうに心掛けねばならぬ。

また信義は、何時までも交友の情を變へずに、永く續けて行くことが出来る。せつかく良い友を得ても、信義にそむ

信義の工夫

くやうなことをすれば、朋友もいつか自分を見捨てるに至るであらう。朋友を得るのも、友情を永く續けるのも、つまるところは信義の二字にある。

信義の力はかやうに大きいが、我等がもし朋友を得ることや、交際を續けることばかりに氣をとられて、善惡の區別を辨へることを忘れるやうになると、とかく悪い道に踏入りがちになる。友と交る道は、その友をして正しい道を失はしめないのを第一とする。悪い考を助けるのは、友に對して不忠實であるといはねばならぬ。朋友の交りは、どこまでも清く正しく高尚でなければならぬ。信義の本當の意味は、正しい道に於て互に助け補ひ、誠をこめて交ること

全社會と信義

にあるのである。これが爲には我等はまづ言語を慎んで正直にふるまひ、人と約束する場合には、その事の善し悪しと自分の力で出来るかどうかを考へてこれを結び、一度結んだ約束は、必ず果すやうに心掛ければならぬ。そしていつも愛と敬との誠をつくし、同情を以て人に接し、互に信頼することの出来るやうにすべきである。

信義は單に朋友間の大切な道であるばかりでなく、廣い社會の人々の關係をも圓滿にし、お互の利益をも増さしめるものである。例へば、製造人と販賣者との間、または商人と買手との間に於て信義の徳が守られ、互に信用することが出来たならば、誰も安心して取引することが出来て、便利

もこの上ないことであらう。然るに製造人が見本通りに品物を造らなかつたり、商人が大きな掛値をいつたりなどして居るやうであれば、我等は安心して品物を注文することも、買ふことも出来ないこととなり、不便なことはいふまでもなく、結局全社會の發達・進歩を害することとなる。今日の時代は個人と個人、國民と國民との關係が、世界の廣きに及んで居るのであるから、信義・信用の徳は益、大切となつて來たのである。

第十課 協同

我等は社會の内に生れて來て、一日でも周圍の人々と離

人類と協同生活

れることが出来ない。我等が父母に事へ兄弟姉妹と親むのは人に接する初であつて、それから次第に關係を擴めて、親族・朋友から更に一般社會の人に及ぶのである。然るに家族や親族と互に親み助け合はねばならぬことを心得て居りながら、一度世間一般の人に對したときに、自分の生きて行く爲には他人を推しのけてもよいやうに考へ、更にさうしなければ生活し得られないやうに思ふものがある。我等は自分が生きて行く爲には、必ず他人を排斥しなければならぬであらうか、更に我等は、自分だけでこの世の中に生きて行くことが出来るであらうか、よく考へて置かねばならぬことである。

我等は既に、我等と社會との關係の極めて近いことを學んだのであるが、なほ一應考へなければならぬのは、自分の力だけでどれ程のことが出来るであらうかといふことである。我等がもし人類と他の動物とをその幼い時に就いて比べて見たならば、人類程力弱いものはないといふことを知るであらう。即ち他の動物は早く生活する仕方を習つて獨り立ちが出来るのであるが、人類は幼い時から長い間、父母を始め周囲の人々から、食物その他生活の必需品を與へられて生きて居るのである。これだけでも、人類が周囲の人々に負ふところが如何に多いかを知ることが出来る。固より人類は次第に成長するに随つて、色々な能力が

發達し、自分で生活を営み得るやうになるのである。併しこれ等の能力の發達するのも、周圍の人々が教へ導いてくれるのによることが多く、また獨立した時にも却つて萬事周圍の人々と一層助け合つて行かねばならないのであるから、結局我等は社會から孤立し得るものではない。かやうにして我等と社會との關係は次第に深くなつて行くものといはねばならぬ。

蓋し周圍のものと力を協せて生活するのは、動物に共通な性質といつてよいのであつて、それが高等動物に進むほど著しくなつて來る。未開人は、食を求め敵を防ぐ爲に、常に群をなし隊を作つて、互に協同する。更に高等な文化を

協同と社會
的本能

もつて居る民族の間では、個人々々の慾望も加はり仕事も大きくなり、自分の力に餘ることであつても、優れた智力によつて、それに打勝たうとするのであるが、結局周圍の人々と力を協せることが多くなつて行くばかりである。この協同の必要は、人類のもつて居る社會的本能と相俟つて、次第に大きくなるのである。

協同の必要なことは人類として皆同じである。今これを實社會の問題に就いて考へて見よう。例へば、生産に於てなるだけ大きな結果を得ようとするならば、出来るだけ多くの人と力を協せねばならぬ。多くの人がある長所を發揮して互に助け合つたならば、よい成績をあげることが

實社會と協
同

確である。また商業に於て儲けようとするには、常に他の仲間を出し抜いて自分一人で仕事をするのが、最もよいやうに思ふものもあるが、さやうなことは永續きのするものではない。結局同業のものは協同して、なるたけ互に大きな損害を受けぬやうに、銘々の利益を保護することが肝要である。かくしてこそその事業も發達し、社會の人は皆互に利益を受けることが出来るであらう。協同の働は力の經濟である。力の浪費を少くするばかりでなく、却つてその力を一層有効ならしめるものである。我等の營んで居る共同生活には、小にしては家族朋友、大にしては學校、商店、會社、國家、全世界に至るまで色々あるが、悉

く皆お互の協同、和合によつて、各個人と全體との利益、幸福を増す事が出来るのである。守るべきは協同の徳である。

第十一課 謙遜

謙遜と高慢

昔から「能ある鷹は爪をかくす」といふ諺があるが、これは自分に優れた力量があつても、猥りに人の前で高慢な振舞をしない慎深い態度をいふのである。我等が日頃つき合つて居る人々の中には、立派な成績の人でありながら、驕り高ぶることがなく、いつもへりくだつて居るものもあるし、中にはそれほど優れてゐないのに、大層えらさうに話したり、知らないことをも知つたふりしたり、甚だしくなると、自

分だけが獨り物知りであるといはんばかりの態度をして、人を人とも思はぬ振舞をするものがある。前のやうな人に接すると、何となく奥ゆかしい感じがして、自分の方でも自然とその人を敬ひ、その人の爲ならばといふやうな氣にもなつて、互にへだてのない眞心から交りをする事が出来るのである。ところが、後のやうな人であると、尊敬の念が起らないばかりでなく、卑しい人とさげすむやうな氣持さへおこる。かやうになるとお互にへだてが出来、親しい交りもつゞける事が出来なくなるのである。

高慢の人とはなるべく交らないことにすると共に、自分も高慢にならないやうに心掛け、謙遜な人とはつとめて親み、自分も謙遜の徳を養ふやうに努めるがよい。

陥りやすい
弊害

かやうに謙遜と高慢とを並べて見ると、誰しもその善し悪しはすぐにわかるであらうが、少し心をゆるすと、わかりきつたことゝ思はれるこの區別を忘れて、悪い方に傾きやすいものである。殊に今日の有様を見ると、とかく自分勝手な振舞をしたり、大袈裟に自分を吹聴したりして、つゝましやかなへりくだつた態度から遠ざかる風が多いのである。謙遜は人に媚^こび諂^たふことでも、自分を卑屈にすることもない。またむやみにゆづりあつて、却つて他人に迷惑をかけるやうなことも違ふ。「過ぎたるは及ばざるが如し」といふことがあるが、我等はよく時と場處とを考へ

謙遜の工夫

て、進退の度を誤らぬやうにせねばならぬ。

高慢な態度になるのは、主として我儘な心が本である。

我儘な人は、自然と人をさげすみ自分勝手に流れやすい。

また自分を本當のねうち以上に見せかけ、人から過分に褒

められようとする虚榮な心も、謙遜の徳をやぶる本である。

我儘な心と虚榮な心、この二つをよく抑へ、その時その處に

應じて、それ〴〵心構に注意し、昭憲皇太后が、

高山のかけをうつして行く水の

低きにつくをこゝろともがな

と仰せられたやうに、いつも低きにつく心をもつて居るこ

とが、この徳を養ふ第一の工夫である。

第十二課 禮儀作法

禮儀作法

人に接する場合に、心に愛と敬との二つがあれば、これに

ふさはしい言葉や行が自ら外に現れる。この美しい心と

これにふさはしい言葉や行がよく結びついて居るときは、

人々が互に氣持よく交際することが出来る。これに反し

て、互に自分勝手なことばかりして、人の手前をも憚らぬや

うにふるまつたならば、何事も角立つて来て、社會の圓滿を

欠き、遂には強いものがちのあさましい有様に陥るであら

う。だから社會には年齢・身分に應じ、吉凶・禍福に随つて自

然に定まつたきまりを生じ、これによつて人々の坐作・進退

禮儀作法の必要

をきめるやうになつた、これが即ち禮儀作法である。
 かやうなわけであるから、よく禮儀作法の行はれるところでは、社會の秩序が保たれ、萬事滞りなく進行する。然るに世の中には、目上の人を尊敬せず、猥りに高ぶつて無作法にふるまふものが往々あるが、これは誤つたことである。もし自分を貴いと思ふならば、他人をも同様に尊敬せねばならぬ。そこにやはり秩序の必要がある。もしそれを顧ぬならば、その人は、實は自分の尊いことをも知らぬ人、社會生活に不適當な人である。

禮儀作法は人の品位の容れものである。野卑粗暴にふるまふものは次第に品位もさがり、人から瓜彈つめじりされるやう

になる。これに反して、常に禮儀作法を重んずるものは、自ら上品になり、人の尊敬を受けるやうになる。文明人と野蠻人との間には色々な差があるが、その社會に禮儀作法の行はれると行はれないのとは、特に著しい相違である。昔から禮は徳を修める本であるとして重んじたのも、道理のあること、いはねばならぬ。

禮儀作法は人の社會上の關係によつて色々である。上、皇室に對する禮は固より、一般に禮儀作法は何となく定まつたものがある。家庭に於て、役所に於て、或はまた路を行くにも、その場合相當な禮儀作法を守らねばならぬ。我等學校の生徒にもまた守るべき禮儀作法がある。

禮儀作法の種類

禮儀・作法
に就いての
心得

學事近き場合の一二の例を述べて見れば、多くの人の中で人の過を咎めだてするなどはいふもまでなく、めたい時に不吉なことを語り、葬式に列して面白をかしく話をするなどは心得違のことである。また自分の不慣な儀式や會合などに臨んで、如何にも心得たやうなふりをするのは無作法である。かやうなときには、慣れて居るものに問ひたづねてから行はねばならぬ。これが即ち禮である。

禮儀作法に就いて心得べきことは、第一に、人に對しては愛と敬との心を持ち、自分をどこまでも誠めて、愼深くすることである。次には形がこれに伴ふことである。形だけで心が伴はなければ虚禮となり、心だけで形が相應せねば

粗野となる。麗はしい形と心とが全く一致するやうになつて、始めてまことの禮となるのである。我等はこの點によく氣をつけて、いつも言語動作服裝などを整へ、手紙を出す場合にも、品物の贈答に際しても、愼重な注意を怠らず、よく禮儀作法に慣れるやうに努めねばならぬ。

第十三課 從 順

從順の必要

從順とは守るべきことをすなほに守り、從ふべきところに快く從ふことである。明治天皇は、

器にはしたがひながらいはがねも

とほすは水のちからなりけり

と仰せられて、我等を誡め給うた。我等人類は、大きな發展をなすべき素質をもつては居るが、正しい道に従つて修養しなければ、決して進歩するものではない。その正しい道の一つが即ち従順である。殊に我等のやうに年の若いものが、學問や道徳を十分に修めようとするには、父母や先生は勿論のこと、すべて目上の人の經驗を尊んで、快くその指導に従ひ、言附けを守り、將來に伸びる力の本を作つて置かねばならぬ。

自然界に動かすことの出来ない法則があるやうに、家庭には家庭としての規律があり、社會には社會としての秩序が存し、國家にはまた國法がある。もしこれ等の規律や秩

序や國法に従はなければ、世の中は亂れて、終には人類が生きながらへることの出来ないやうな有様になるであらう。例へば、我等の體には體の法則がある、働くべき時に働き、食ふべき時に食ひ、休むべき時に休むことが必要である。もしこれに従はなかつたならば、次第に體の工合が悪くなり、終には取りかへしのつかぬことにもなるであらう。そこで我等は家庭では家庭の秩序を守り、學校では學校の規律に従ふやうに努めなければならぬ。國家、社會に對してもまた同じである。内には巖をもとほす力を貯へながら、従ふべきところに従ふ水の性は、即ち我等の手本である。従順を卑屈と同じものゝやうに考へるのは誤である。

これは間違つた自尊心からおこる弊であつて、思慮の足らぬものはとかくこの過に陥りやすい。

眞の従順は決して卑屈と同じではない。併し何の分別もなく、たゞ人のいふことにばかり従ふのは、従順ではなくて盲従である。また權勢に阿り富貴に諂ふのを屈従といふ。二つとも我等のとるべきことではない。間違つたことや悪いことには死んでも屈しないといふ覺悟をもちながら、自分の本分を考へ立場を顧て、これに従つて行くのが眞の従順である。

従順の工夫

我等は益學問の修業に努めて、従ふべきことゝ然らざることゝの區別を明らかにし、従ふべきことには、快く速にし、かも蔭日向なく従ふやうに工夫せねばならぬ。従ふべきことゝ知りながら一時一日と時を延し、または不快な様子をしてこれに従ふやうなのは、未だ眞に従ふべき道理を覺らないのである。

また我等が弟や妹に對してもものを教へ、用事を言附けるやうな場合に、快く服せしめるやうにするのは、我等の考へねばならぬことである。如何に正しいことでも、押しつけがましく命令するやうな様子をしては、却つて反感を招きやすい、口元に微笑をたゞへ、優しい態度をとるやうに心掛けねばならぬ。従順は親切の情によつて始めて求めることが出来るのである。

正義は天下の大道

第十四課 正義

正義とは我等が曲つたことを避けて正しい道につくことである。古語に「義を見てせざるは勇なきなり」といふことがある。事を斷行するには勇氣が必要である、大きな困難に當つても、しつかりと志を持ちこたへ、死んでもやりぬくといふやうな眞の大勇は、一體何處からおこるであらうか。内に省て疚しいところがあれば、うはべだけどんなにえらさうに見えても、行ふ場合には必ずはきくしなないだらう。これに反して、固く正義に依り、天地に恥ぢないやうな心持で行ふとしたら、何の憚るところ、何の恐れるところ

孟子
支那の學者。
經世家。神武
紀元二百九十
年―三百七十
三年。

正・不正の
區別

があらうか。正義は眞の大勇の源である。言ふことが常に正しくて、行ふことが何時でも道理にかなふことが出来たならば、何のくつたくもなく晴々とした氣持になるであらう。この心を推しひろめれば、遂には宇宙をも併せ呑むほどのものとなるであらう。孟子のいはゆる浩然の氣もまたこれに外ならない。正義は實に我等の當然依るべき天下の大道であり、これを守つて始めて安心することが出来るのである。爲すべきことと爲すべからざることとの區別は、人々の境遇により、また時と場合とによつてそれぐ違ふから、一様にいふことは出来ないが、我等に良心がある以上、綿密に

考をめぐらせば、自然にはつきりわかつて来るものである。良心は我等の鏡である、怠らず研いて益、明らかにするやうに努めねばならぬ。

なほ國家の定めた國憲・國法は、爲すべきことと爲すべからざることとの最も大切なものを定めてあるのであるから、これに遵ふのが即ち正義である。その爲すべからざることの主なもの、他人の生命を害すること、財産を奪ふこと、名譽を傷つけること、自由を妨げること、社會の秩序を亂すことなどである。また爲すべきことは、我等の責任を盡すことであつて、借りたものを返すこと、償ふべきものを償ふこと、約束したことを實行することなどである。併し國

憲・國法に定めてあることは正義の全部ではない。だからたゞそれに違ひさへしなければよいといふやうな態度で居るとすれば、十分に正義を行つて居るものといふことが出来ないばかりでなく、やがて法律の網をくゞるやうな不心得に陥ることにもなるであらう。随つて我等は國憲・國法に従ふは勿論のこと、たとひこれに定めてないことでも、自分の良心の判断によつて、進んで正義を行ふやうに努めねばならぬ。

こゝに我等が注意すべきは、正義だけでは世の中が如何にも堅くるしく、冷たく考へられることである。そこで我等は正義を重んじこれを守ると共に、人に對する親切や同

正義と親切

情の必要なことをも覺らねばならぬ。親切や同情は愛情を本とし、正義は道理に基づく。正義が行はれなかつたならば、秩序が失はれ社會は亂れるの外はない。併し人は理窟ばかりで生きられるものではない。どんなに秩序が整つて居ても、愛情のない處には、我等は一日も堪へられない。けれどもまた愛だけに流れると、やがて秩序が亂れ統一が缺ける虞がある。だから正義と親切との二つの徳をほどよく發達させることが大切となる。この二つは社會が成立つ楔である。

第十五課 自治の精神

自治の習慣

すべて自分のことを自分で始末するのを自治といふ。

我等は、毎日學校では先生の教に従つて修養し、家に歸れば父母の愛護の下に生活して居る。これは我等がまだ一人前の人でなく、何事も自分一人ですするのに十分な力をもつてゐないからである。併し一旦學校を卒業して社會に出れば、社會は我等を獨立の人として取扱ふのである。だから、もし在學中に、自治の習慣をつけておかなければ、社會に立つたとき、周圍の期待に背くに至ることは容易に想像が出来る。これはまことに恥づかしい次第であるし、またもしかやうな人が世の中に多くなれば、その人はいはゞ社會の寄生蟲であるから、かやうな社會は、立派な發達をするこ

とが出来なくなるであらう。昔は自分のことをなるべく他人にさせるのを、貴い人のやうに思つてゐたといふことであるが、文明社會に生活するものが、いつまでも昔風になづんで、自分の力で出来ることまでも、人の手を煩はすといふ風な心掛では、一事が萬事、すべてのことにこの考がしみ込んで、人に頼らなければ何も出来なくなり、遂には他人にまけてしまふ。また社會から考へても、すべての人が自分のことは自分でするやうにしたならば、多くの人の力が廣く社會の有益な仕事に向けられるので、一般の幸福も自ら増して来るであらう。かやうに個人の立場から考へても社會の側からいつても、自治の習慣を養ふのは、まことに大切なことである。

學校生徒の
自治

學校の生徒として行ふべき自治の事柄は色々あるが、手始めは、自分に關する日常のことは皆自分で始末することである。教科書や身の廻りのものゝ整頓は、當然我等のせねばならぬ事柄である。それから學校では級長や役員を選擧して、自分の級の秩序を保つことを始めとし、教室の整理、級全體の統一や和合を圖ること、學藝會のときの雜務、運動會、遠足、學校全體の色々な會合などで、自分のなすべき事柄は人の世話にならず、自分から進んで行ふやうにするがよい。これ等を十分に盡すやうになれば、段々自治の習慣を養ふことが出来る。併し常に自分の境遇を考へ、自分の

注意すべきこと

本分が何であるかを覺るのが根本である。自治を行ふに就いて注意すべきは、第一に、私の利害をすて、全體の大きな利害を考へることである。随つて時としては、自分の都合は顧ずに、全體の爲にすることが必要になつて來る。例へば團體の役員に選舉されて色々な事務を取りさばくのは、自分の都合からは甚だ困るやうな場合にも、全體のことを考へて、快くその役を引受けねばならぬこともある。次には慎重な態度をとることである。我等はまだ眼界も狭く經驗も淺いから、自分で考へて善いと思つたことでも、いざ實行といふ場合には必ず父母や先生の意見を聽かねばならぬ。これが即ち慎重な態度をとると

いふことである。また従順は、自治に於ては大切なことであらう。師長の指導に従ふばかりでなく、級長や役員などの意見には、たとひ友達同志であるとはいつても、快く従はねばならぬ。自分で選んで自分で輕んずるやうでは、とても自治することは出來ない。併しこれは決して自分の意見を述べるなどといふことではない、各、その善いと思ふ考を提出して、十分に議論をし、いつも全體の利益によつて、これをまとめて行くやうにするのがまことの自治である。

第十六課 社會奉仕

社會公共の爲に、自分の利害をすて、力を盡すことが社

社會奉仕は我等の義務

會奉仕である。我等は既に、自分と社會とが如何に近い關係にあるかといふことを十分明らかにして、それに就いての徳を色々な方面から學んだ。人類は初から社會の内にあるのであるが、世の中の進むと共にその關係は益、親密になり、我等が社會から受ける恩は愈々多くなつて來て居る。同時に我等のすることも、知らず識らずの間に他人や社會に影響して居ることが多いから、我等の責任は益々重くなつて居るといはねばならぬ。我等が社會によつて生きると共に、十分社會の爲に盡すやうに心掛けて、始めて社會の共同責任といふことが成立つのである。併したゞ受けた恩をかへすといふだけでは足りない。自分から利害の考をもすて、社會公共の爲に力を盡すやうにせねばならぬ。

級や學校の爲は勿論、自分に關係ある色々な會の爲に骨を折る、更に進んでは、國家や全人類の爲に力を盡す、これ等は皆社會奉仕である。そして外から強ひられずに、自分から進んでするのが社會奉仕の最も大切な心得である。

我が國の現在の有様

然るに我が國の現在の有様を見ると、中には自覺して他人の爲、公共の爲に心から盡して居るものもあるが、これは極めて少くて、一般には、とかく他人や公共の利害を軽く見て居る傾があるのは遺憾である。もし自治團體に屬して居るものや、公職を奉じて居るもので、黨を組む私の利益を圖るやうなものがあるとしたならば、地方の行政を改良す

るなどといふことは思ひもよらぬことである。一身や一家のことばかりを考へて社會のことを忘れ、國家の大事の場合にだけ命がけになることを知つてゐても、平素には自分の屬して居る色々な團體の爲に力を盡すことを忘れて居るものもある。併しよく考へれば、家の爲に働き、國の爲に盡す道と、團體や社會の爲に奉仕する道と衝突する筈はない、我等は常にこの二つの方面を一致調和せしめるやうに努めねばならぬ。

昔から我が國民は、家と國といふ考に於ては他の國民に比べて大いに優れて居るやうであるが、學會とか會社・銀行・組合とかいふ團體に對する考は、なほ極めて幼稚であると

いふ憾がある。併し我等の生活を次第に廣い範圍に及ぼして、ごく穩に、親み深く、安全に、公正に營んで行かうとしたならば、それ等の團體の組織や運用に於ても、改むべき點が澤山あるであらうが、特にその根本として、社會奉仕の精神を養ふことが急務であるといはねばならぬ。

社會奉仕の事柄は、我等の社會生活の關係が、複雑になるにつれて、限りなくふえて行く。我等はまづ自分の家の爲に働き、學校の爲に盡し、立派な家風優れた校風を振ひ起すことに努めるがよい。また一般社會の事柄であつても、我等の力の及ぶ限りのこと、例へば道路を清潔にすること、害虫類を驅除すること、危険物を取り除くことなどは、日頃か

社會奉仕の
事柄

ら實行するやうに努めるがよい。この心掛さへあれば、やがて大人となつたときに、社會一般の爲に、或は産業や衛生の方面に於て、或は慈善や矯風の事業に於て、自分の力に適ふところに随つて、應分の奉仕をすることが出来るやうになる。

教育勅語に「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてあるのは、この社會奉仕のことである。我等は専らこの心の養成に努めて、勅語の御趣旨に副ひ奉らねばならぬ。

第十七課 公德

公德と公共心

公德は公共心の現れである。公共心とは公衆と共に喜

び、共に悲む心である。公園に咲く花を美しいと感ずるのは自然の人情である、併しこれを折取つて自分の家に持歸り、獨りて眺めようとするのは誤つた考である。公共心の強いものは決してかやうな行をしない。自分で眺めて楽しむと共に、また人と一緒に樂まうとして、これを愛し保護する、これが即ち公德である。その他學校の建物や備品を大切にすることも、道路を清潔にするのも、圖書館の書物を大事にするのも皆公德である。これを推擴めれば、社會の爲に奉仕することから、まさかの時に命を國家に捧げるやうな行ともなるのである。

我が國は、今、世界五大強國の一つと數へられて居る。明

我が國の現狀

治維新以來、絶えず國運の盛んになつて行くのは我等の誇とするところであり、外國人も我が國民の愛國心の強いのは驚いて居るやうである。併し汽車に乗つても公園に遊んでも、公德に就いては國民の恥辱としか考へられないことが随分多く見出される。武力に強いだけが國家としてのすべてではない。社會が美しく圓滿に成立つて行く爲には、公德の發達に俟たねばならぬことが多い。一體公德の程度は、その國の文明の程度を示すものである。もし文明の發達と國勢の進歩とを誇る我が社會に於て、公德が十分に行はれないとしたならば、國家としての品位を缺いて居るわけで、まことに恥づかしい次第である。

公德と權利

こゝに注意しておかねばならぬのは、公德に就いて甚だ誤つた考をもつて居るものゝあることである。それは公德を重んずることが、自分の權利を侵されるかまたは棄てることであるかのやうに思ふことである。例へば、賃錢を拂へば電車に乗る權利があるからといつて、雑沓の中に先を争つて乗るのを當然のやうに考へたり、または水道の料金を一戸分だけ納めて居るからといつて、水を無暗に使ひ、甚だしいのは、用もないのに放水したまゝですてゝおくといふ風であつたならば、我等は何と判斷してよいてあらうか。賃錢を拂へば、電車に乗る權利もあれば座席を占めることも自由である。併し他人を推退おしおきけることは、決して我

等の權利ではない、禮儀としても甚だ誤つたことである。

また水道の水に就いて考へて見るに、一戸分の料金を拂つて居れば、使用量に制限がないから、いくら使つてもよいやうに考へられるが、實は或程度の制限があることを忘れてはならぬ。それは一戸としての人口の數に従つて、その家で使ふ水の量には大體の標準が立つて居るのであるから、全く無制限とは考へられないのである。またたとひ計量器で量つて料金を納めて居るとしても、必要もないのに水を出すのはよいことではない。自分の必要と社會の水に對する需要とを考へ、なるべく節約して使ふことが大切である。

かやうに權利と公德とが反對になつてならぬことはいふまでもないが、更に我等が社會に立つて多數の人と共同生活を營むに當つては、或程度の犠牲を拂ふ用意がなければならぬ。犠牲の精神は、社會生活をするものゝ必ず持つべきものであつて、それが發して公德となるのである。

我等は小さい我を廣めて大きな我になればなるほど、公德の益、大切であることがわかるやうになる。また自分を常に、より廣い、より大きな立場から見ることが出来るやうになれば、公德は自ら行はれるやうになるであらう。かやうに、小さな自分を大きい社會と結びつけることが公德心を養ふ根本である。

公德心の根本

教育勅語

第十八課 教育勅語(一)

國民の思想が正しく發達するのは、國家の榮える本である。もしこれが誤つて居り、またまとまりがつかなくなつたならば、たとひその外の點に於ては、十分に整つて居るやうであつても、國家が永く盛んであることは出來ないであらう。教育に關する勅語は、我等國民の齊しく仰ぎ慕ひ奉つて居る明治天皇の下し給うたものであつて、我が國民が日常守るべき道を明らかに御示しになつた尊い御教である。この勅語の御趣旨に従へば、七千萬の同胞は守るべきこと行ふべきことを一つにし、皆一體となり、國家を末長く榮え

教育勅語御
發布の由來

しめることが出来るのである。東西古今、人の教は數々あるが、我等國民にとつて、この勅語ほど大切なものはない。これを道理の上から考へても、實際の事柄に照し合せても、少しも缺けるところがなく、我が國民の行末長く仰ぐべき御教である。だから我等は篤くこれを信じ、堅くこれを守り、よく我が身を修めて、大御心に對へ奉るやうに心掛けねばならぬ。

明治天皇は天資英明にわたらせられ、御即位以來深く大御心を國事に勞せられ、我が國民の爲に盡させ給うた御事蹟は、比類稀なほど大きいが、國民の教育に關しては、御心を勞せられることが殊に深く、明治五年七月に學制を頒布せ

られて全國に學校を設け、邑に不學の戸なく家に不學の人無からしめられ、明治二十三年十月三十日に至つて、更に畏くも勅語を下し給うて、全國民の共に守るべき道德の大本を示させ給うた。これが即ち教育に關する勅語である。抑、明治維新は、我が國に曾てなかつたほどの大變革であつて、國家の施設が悉く改められた時である。今から當時の有様を顧ると、肌に粟を生ぜしめるやうな氣持がする。外國と交通の結果、歐米の文物や制度は、恰も潮の寄せるやうな勢をもつて、我が國の上下に入りこんで來て、遂には我が固有の美しい風習を忘れて、一にも二にも歐米の風を尙ぶやうになり、極端な西洋崇拜に流れるものもあるといふ

危い有様に陥つた。そこで一方には、しきりに新しい考をするものがあつて、自由とか平等とかいふことを主張して君臣の大義を誤り、道德をすてゝも法律に遵へばよいやうに思ひ、遂に國家の尊いことをも忘れるなど、事毎に歐米風になることを以て、文明開化の本旨と考へるものが多くなつて來た。他方には、頑固に舊い習慣を守り、極端に外國の文物を排斥するものも少くなかつた。随つて一般國民は、殆どその嚮ふところを失つたといつてよい。國民の教育に於てもまたこの影響を受けて、その効果が甚だしく疑はれて來るやうになつた。明治天皇は深くこれを憂ひ給うて、こゝにこの勅語を下されたのである。聖勅一たび下さ

れて、こゝに國民は従ふところを知り、學校は皆教育の基礎を一つにすることが出来るやうになつたのである。この前後に互つて、明治天皇が如何に大御心を勞せられたかといふことは、明治二十五年九月、地方長官等に、教育勅語發布後の成行を御下問になつたのによつても拜察し奉ることが出来る。

教育勅語御發布以來、既に三十餘年に及んで居るが、我が國民の嚮ふところは、常にこの勅語の御趣旨によつて定められ、國運は益、盛んになつて行きつゝあるのである。我等は今後益、聖旨を奉じて努力すべき重大な責任をもつて居ることを自覺せねばならぬ。

第十九課 教育勅語(二)

教育勅語を三段に分つ

教育勅語は我が國民道德の大本である。この勅語を三段に分けて考へて見ると、全體の御趣旨を最もよくうかひ奉ることが出来る。

第一段

第一段は「朕惟フニ」から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までである。この一段は全體の發端とも申すべきもので、皇祖・皇宗が我が國を肇め造り給うた規模が極めて宏く大きいこと、君臣が一體となつて力を協せ心一つにして居る我が國體の美しさを明らかにし、國民教育の基づくところの根柢を御示しになつたものである。

皇祖・皇宗の國家經營に關する理想を、最もよくうかゞひ得るのは天祖の神勅である。天祖天照大神は、皇孫瓊瓊杵尊をこの國に下し給ふ時に、豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、これ吾が子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就て治らせ、さきく寶祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮なかるべしと勅せられた。これは我が國が肇め造られた大精神であると共に、また我が國永遠の大理想である。代々の天皇も我等國民も、共にこの神勅のまに、麗しい道を守つて、今日に至つたのである。實に我が國に於ては、義は君臣の關係であるが、情は父子のやうで、上下心を一つにして君臣一家の親みがある。随つて諸外國に例のない、忠孝一本といふ

美しい國體をなして居るのである。この國體の美しさが我が國民教育の源であることは我等の夢にも忘れてはならないところである。

第二段

第二段は「爾臣民父母ニ孝ニ」から「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」までである。この一段は、第一段で明らかにし給うた我が國の特性に基づいて、我等國民が日常行ふべき道德の要領を示し給ひ、よくこの道を行ふものは、忠孝兩全であると宣はせられたのである。

孝・友・和は家庭に於ける心得、信義・恭儉・博愛は人に接する場合の心得、學を修め業を習つて知能を研き、善い品性をつくりあげること、自分の修養の道、公益を廣めること、世務

を開くこと、遵法奉公などは廣く社會國家に對する本分である。我等が修身に就いて學ぶところは色々であるが歸するところは、この御趣旨を貫徹することである。よくこの道を全うすることが出来れば、君に對して忠良の臣民となることが出来るばかりでなく、また我等祖先の遺風をひかりかゝやかすことになつて、孝道にもかなひ、忠孝はこゝに全く一つとなるのである。

第三段は「斯ノ道ハ」から「其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」までである。この一段は全體の結とも申すべきもので、第二段に教へ給うた道が皇祖皇宗の御遺訓で、古今東西に互つて通用すべき正しい道であることを確め、皇子孫を始め、す

第三段

べての國民が、子々孫々にいたるまで必ずこれに據つて、その徳を一つにするやう懇にお望みになつたのである。

國情により境遇によつて、道徳を行ふ仕方には色々な差別があるが、誰も道徳を守らなければならぬことには變りがない。「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたのは、こゝを指し給うたのである。我等國民が、我が國の特性に基づいて行ふ道徳以外に我等の據るべき道はない。また天下の公道であればこそ、我等が日本國民として據ることが出来るのである。我等國民が特に有難く感ずるのは、畏くも天皇躬ら先んぜられて、國民と共に「斯ノ道」を實踐遊ばされ、その徳を一つにしようと仰せら

教育勅語と
現代

れたことである。君臣一體のこの聖旨こそ世界に類のないところである。今上陛下は御即位あらせられて程もなく、教育の任にあるものは、よくこの御勅語の御趣旨を心得て國の本を固くし、先帝の御心に添ひ奉るやうにと御沙汰あらせられたのである。

大正の御代になつて間もなく起つた世界戦争が、全人類の上に及ぼした禍はたゞ驚くの外はなく、我が國もまたその影響を蒙つて居ることが甚だしい。我等は今日の時勢に立つて益、志を堅くし、先帝の御遺訓を奉體し、日進月歩の世界におくれないうやうに心掛けるばかりでなく、更に進ん

で、世界文化の爲に貢献するやうに努め勵まねばならぬ。これが即ち今上陛下に對し奉り忠義を盡す道である。

第二十課 國民精神作興に關

する詔書

大震火災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分といふに、關東地方に強烈な地震が襲つて來て、未曾有の損害を與へたばかりでなく、帝都東京と横濱とは、火災の爲にその大半を焦土に歸せしめるに至つた。その慘禍の如何に大きいかは想像も及ばぬ程である。我が國が明治維新以來築きあげた國運はこれが爲に非常な障礙を蒙り、外國新聞などの中

には、今まで世界五大強國の一と羨まれた我が國が、忽ちに三四等國に墜ちて終つたやうに噂したものもあつた。たとひさういふことはないにしても、國力の上の損害は言語に絶する程である。こゝに於て人心が動搖して流言・飛語が多く行はれ、國民の嚮ふところを迷はしめ、終には國家の長い患を殘すに至ることを恐れしめるやうになつた。

詔書下賜

今上陛下には深く御心を惱ませられ、國民の憂をその憂とせられて、大正十二年十一月十日詔をお下しになつた。即ち國民はこの大震火災に當り、過去の行の中で改めなければならぬものは進んでこれを改め、誠むべきことは深くこれを誡め、この困難障礙にも失望落膽することなく、大に

その精神を振ひ興し、國家興隆の基を固くすべきことをお諭しになつたのである。

詔書下賜の
由來

我等はこの詔書を拜讀して聖旨を奉戴するに當り、遠くその由來に遡り、深くその御眞意を會得しなければならぬ。元來國家の隆んになることは、全國民の精神が最も剛健であるのによるのである。随つて國の本を固める爲には、この精神を振ひ興さなければならぬ。先帝には特に御心を教育に勞せられ、皇祖・皇宗の遺訓に依り、國體に基き、畏くも教育に關する勅語をお下しになつた。然るに日露戰爭の後をうけて既に民心が弛を生じ眞面目をかき、輕薄にならうとする傾を呈するに至つて、先帝は深くこれを憂へさせ

最近の國情

られ明治四十一年十月詔を發して、特に勤儉を勧め忠實信義を教へ給うたのである。

その後幸にして我が國力は日に加り、歐米諸強國と肩を並ぶるに至つたのであるが、これが爲に國民の心驕り氣荒むの結果を來し、殊に歐洲戦争の餘波は遠く我が國に及んで、政治・經濟の方面は固より、思想信仰の方面に於ても動搖甚だしく、こゝに輕薄・我儘が次第につのり、うは調子で粗暴な風もまた甚だしくなつて來た。今の内にこの弊を革めなかつたならば、國家の權威を失墜せしめる虞がないとも限らない。殊に大震火災の際に現れた國民性の缺點とも思はるべきは、附和雷同の風が盛んであつて、秩序と責任と

我等國民の義務

の考が足らないことである。震火の禍がないにしても、我が國民の前途は甚だ憂ふべきものがあつたのに、更に未曾有の慘禍を受けて、一層憂慮にたへないことが加つて來た。かやうな時こそ、國民が皆心を入れかへて力を協せ、精神を振ひ興し、それによつて文化の復興と國力の伸張とを計らねばならないのである。我が國がこの大震火災によつて蒙つた物質上の損害は固より大である。併し物質上の損害は、幾年かの後にはこれを恢復することも出來ようが、精神上のことはさうはいかない。もし我等が、我が國體の尊嚴無比なるを始めとして、世界に誇るべき我が國の美點・長所を少しでも汚すことがあつたとしたならば、我が國の

不名譽はいふまでもなく、我等が國民としての責任は全く果し得ないこととなるのである。だから我等は、恐多くも詔書の中にお示しになつた諸徳を十分身に行ひ、質實、剛健な氣風を以て國民精神の作興に全力を注がねばならぬ。我等の義務はこれを措いて他にないのである。

改訂中學修身 卷二終

竹筭二學子年

北組

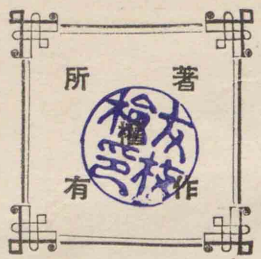


改訂中學修身 附

大正十二年一月十三日訂正再版印刷
 大正十二年一月十六日訂正再版發行
 大正十三年十一月十二日改訂印刷
 大正十三年十一月十五日改訂發行
 大正十四年一月二十四日改訂再版印刷
 大正十四年一月二十七日改訂再版發行

定價	
卷一	金貳拾六錢
卷二	金貳拾六錢
卷三	金貳拾八錢
卷四	金參拾壹錢
卷五	金參拾貳錢

大正十四年臨時定價	
卷一	金四拾七錢
卷二	金四拾七錢
卷三	金五拾七錢
卷四	金五拾六錢
卷五	金五拾八錢



著者 友枝 高彦

發行兼印刷者 東京市神田區通神保町九番地 會社 富山房

代表者 同所社長 坂本 嘉治馬

印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 株式會社 行政學會印刷所第二工場

發行所

(明治二十九年六月設立)

東京神田

會社

富

山

房

電話神田三〇一四、三六〇、三六三番
 振替口座東京五〇一番

広島大学図書

2000026410

